

婦人問題研究

第四八回例会（一九七四・七・二七）

婚姻。家族の起源をめぐって

松村 尚子

婚姻||家族史の研究において、モルガン||エンゲルスに代表される「進化主義」的学説は、その後の実地調査の成果からみてまったく、時代遅れの理論であるとして、今日の社会学・人類学界の主流からは否定的な評価を受けている。一方、史的唯物論陣営では大要はそのままのかたちで踏襲されているかにみえる。ここでは、現在までの人類学上の研究成果をもとりにこんだうえで、モルガン||エンゲルス批判の論点、進化主義と反進化主義の論争の経過を追ってみたいと思う。

一、学説の推移

そもそも家族や結婚が社会科学的研究の対象となりうることは人々の前に明らかにされたのは、一九世紀後半に入ってから上梓されたかのバツホーフエンの大著「母権論」によってであった。当時なお家族や結婚というものは永久不変の神聖なるものとみなされていたときに、文明に先立つ原始の時代には、乱交ともみえる大らかな性

第 26 号

1974年10月20日

＊婚姻・家族の起源をめぐって

＊家永教科書裁判と女性史

＊書評

・富山妙子編「女の讃歌」を読んで

・講座「家族」

松村尚子

宮城公子

大西紀子

荒井とみよ

の享楽（「娼婦制」）や女性の統治する「女人政治制」が存在していたことを説いた「母権論」は、学界内外に大きな波紋をひき起し十九世紀末までの民族学界の大勢を支配する「進化主義」学派、なかでもモルガン||エンゲルス理論結実の契機となったのである。

当時、結婚や家族が不安定な様相を増していく状況にあって、いづれにせよ現在の形態だけが万古不易の絶対的なあり方ではないこと、それらは人類の歴史とともに進化し変容してきたし今後ともそうであるだろうことを示唆する進化主義学説に対して、賛否両様の考え方が激しく渦を巻いてたたかわされたことは想像にかたくない。その後、現地調査の機会も増えてこの分野の研究は進展し、数多くの著者が公にされていくが、そのなかでとりわけ多くの批判を集中されるのが進化主義の頂点に立つモルガン||エンゲルスの業績であった。

さし当って、一九世紀中葉から今日に至るまでの婚姻・家族の起源に関する学説の推移を要約すれば次のようになるであろう。

(1)「旧約聖書」的な家族観が支配していた時代。メーソン卿「古代法」にも見られるように、夫が支配し妻が隷従する家父長制的な家族のあり様は太古の「創世記」の時代から変ることなく続いてきた

当然の形態と考えられていた。

(2) 一八六一年の「母権論」を画期点として、原始乱交→集団婚説が支配的になる時代。

(3) 一八九一年のウェスターマーク著「人類婚姻史」を画期点として、原始一夫一婦制説が再評価され、婚姻の起源をめぐって人類学界に激しい論争が展開される時代。

(4) 一九三一年におけるマリノフスキーとプリフォールトの論争の終止符によって、原始一夫一婦制説が支配的となった今日までの時代。

二、モルガン理論とその批判

周知のように、ハッホーフエンを継承したモルガン、エンゲルスは、野蛮・未開のそれぞれ低中高期を經過して文明に到達する人類社会の発展に照応した婚姻・家族の発展段階説を構想した。ハワイ群島原住民の間に行われている祖父母・父母・兄弟姉妹・子・孫の呼称が完全に類別的であることに注目したモルガンは、その類別性の由来を同世代者間の集団的な婚姻に求め、そこでの家族を人類最初の家族形態として「血縁家族」と名付けた。ついで、同じように類別的でありながら肉親の兄弟と姉妹の関係を他と区別する北アメリカ原住民のもとでの親族呼称に対して、兄弟姉妹婚を排除した同世代者間での集団婚と「プナルア家族」を、「血縁家族」に続くものとして設定するとともに、それは次第に次の一人の男と一人の女とのルーズな結合である「対偶婚家族」に移行すると考えた。そしてさらに、「血縁家族」以前には世代間通婚の禁忌という制限もなく一社会のすべての男女の間に無規律な性交→乱交が行われていたにちがいないとして、原始乱交→集団婚(血縁家族)→プナルア家族

↓対偶婚家族→一夫一婦制家族という一連の家族発展の系列を想定し、この乱交・集団婚のもとでは父子関係は不確実たらざるをえないから必然的に出自は母系を辿り、女性に高い地位の保障される母権的な民族が文明社会に先行して周く存在したと考えたのである。このようなモルガンらの進化論的な発展段階説に対しては、「家族論」の領域からたとえば(イ)伝播的仮説、(ロ)本能的仮説、(ハ)循環的仮説、(ニ)相対的仮説などと呼ばれる反論が提出されているが、それらをも含めて、結局のところ、モルガン批判の中心的な論点はおそらく次の二点に帰着するであろう。

(1) 世界のどの民族も同じ発展の過程を経て進化するとする一方的進化及びその普遍性の当否。

(2) 類別的親族呼称から集団婚、母権氏族の存在を推論する「原始乱交→集団婚」論の当否。

このうち(1)をめぐる議論については、膨大な人類学的資料を検討したマードックが、双系→父系、父系→双系、双系→母系、母系→双系、母系→父系への移行実例はあるが父系→母系への直接移行事例は見出されなかったとした結論が一応の結着をつけたとされている。

より重要な議論を呼んだ第(2)の点に関しては、まず①母・子呼称が父・子呼称と同様に類別的であるのはなぜかが問題にされる。モルガンによれば、父呼称、子呼称の類別性は父子の間柄の不確実性に起因し、また母の姉妹をも母と呼ぶのは彼女らが父と呼ばれるすべての男の妻であってエゴの継母であるからだと言明されるけれども、父呼称と母呼称は共に同じ制度の一部分をなしその解釈は同見地からなされるべきであって、父の不確実→父の兄弟→父、ならば母の不確実→母の姉妹→母、でなければならぬ。母子関係の不確実

がありえず、従って母呼称の類別性に別の説明を要するとすれば父呼称の類別性についても同様に父の不明以外の理由があったとされるべきである。これは類別的呼称が専ら生物学的・生殖的關係を表わすとみたモルガンの解釈上の誤りを指摘して、その解釈に基づく乱婚||集團婚論を斥けようとするものであった。また②類別的呼称の具体的な用法とその機能をみるとき、たとえば実父母に「真の」「自分の」等の形容詞を冠すとか、話中の文脈や発音の調子で他と区別するとか、レヴィレート婚（寡婦が亡夫の兄弟かその同世代の親族と再婚する）や交又イトコ婚（エゴの男性と実母の兄弟の娘又は実父の姉妹の娘との結婚）などにおいても実際には血の遠近意識が存在しているとみられること、がモルガンの生物学的解釈への反証として指摘された。さらに③現存未開人のうち最低文化段階にあるといわれる低級狩猟民の間に夫婦と親子より成る小家族が広く存在するという事実は、氏族に先行する個別的家族の存在を証明するものであって、古い氏族の慣習消滅の結果としての個別的小家族ではなくその逆の方向を示唆するものだとする説などが現われている。

三、モルガン以後——マリノフスキー||プリフォールト論争

モルガン批判は出されたものの、それは進化的立場の息の根をとめるといふほどの決定的な批判ではなく、従ってその後進化主義学派の論究がなくなったというわけでは勿論なかった。モルガンを多少修正するかあるいは異った解釈法によりながら、基本的な考え方としてはモルガン||エンゲルスを踏襲する論者の代表としてプリフォールトを挙げる事ができる。

一九三一年、BBC放送は当時はなやかであった結婚・家族危機

論をふまえて、現代の婚姻状況を婚姻の歴史に関する民族学の問題とも関連させつつ歴史的に位置づける企図をもってシリーズを組み対照的な二人の学者を登場させた。進化的方法により原始集團婚説を支持する最後の学者の一人であるプリフォールトと、進化的主義学説を真向から否定する原始一夫一婦制論者マリノフスキーとである。前世紀以来の集團婚論争の総決算的意義をもつともいえる二人の論争は、原始社会の構造の全般にわたるものであったが、一応次の三点に集約される。

- (1) 婚姻の原史について
- (2) 親子關係の個別性と集團性に関して
- (3) 原始社会の構成に関して

(1)の点に関して、無論マリノフスキーは集團婚を否定する。「一夫一婦制（モノガミー）は単に最も重要な婚姻形態——統計的にみて圧倒的多数の事例をもつ形態——というだけでなく、婚姻の範型（パターン）であり原型（プロトタイプ）である」という彼によれば、一夫多妻制、一妻多夫制のような複婚も単婚の原理に根ざす合成的な婚姻として把握される、一夫多妻制とは複合的一夫一婦制（マルチプルモノガミー）であって、夫たる一人の男と数名の妻との間にそれぞれ個別的に締結された婚姻關係の反復した形態であるというわけである。この考え方は集團的な婚姻についても適用され、夫以外に特定のピラウル夫と呼ばれる男性との性交渉が妻に認められる「ピラウル婚」に対しては、「夫權の一時的で部分的な讓渡」であるともなされる。

一方、原始社会での「集團婚」ないし「団体的な性關係」の存在を主張するプリフォールトはモルガン同様に類別的な親族呼称の体

系をその論拠とするが、とくに「妻」呼称、「夫」呼称を重視し、「母」が実母以外の女性にも用いられると同様「妻」や「夫」も現実

に妻や夫であるという生殖的な関係のみを表わす呼称ではなくて、類別的に妻と呼び夫と呼び合う人々の間に団体的な性関係の可能性の潜在することを示すものであると考える。そして、男たちと女たちの間にこういう団体的な性的接近の権利が認められている場合、集団的な性慣習をも伴いするのであって、そのような社会での個別の婚姻関係、たとえば今日のそれのように団体的な性関係を排除するものではないとみる。姉妹型一夫多妻制と兄弟型一妻多夫制とは相互補足的な慣行であるが、その両原則の同時的に遵守されるところに集団婚が成立するとして、それらと密接に関連するレヴィ・ト婚やソロレト婚、兄弟たち友人たちの間での相互的な貸妻的性関係とか性的款待の慣習などをもともに集団婚の一局面ないし一遺制だとみるけれども、インセスト・タブーのある点からして乱婚は否定する。要するに集団婚の存在を認めそれが原始社会の婚姻・性関係の基本的形態をなすとして、一夫一婦制は私有財産の成立とともに後に形成されたと考えるのである。

(2) に関しては「集団的母性」の概念が問題とされる。マリノフスキによれば、類別的親族名称は親族関係を表示する「同音異義語」であって、それらはまず「主要で本来的な指示内容をもつ」もの（ex「母」||実母のみを指す）として出発し後に一連の派生的意味（exおば↓「母」と呼ぶ）をもつようになったのであり、集団的親子の概念では分析されえない。また団体的な「母の集団」のような実例はないこと、比較的狭小な未開人の共同体で同時的な受胎妊娠や集団的哺乳などありえないこと、ある地方にみられる「共同所有的」

養子にしても一つの母性を他の母性に置換するものにすぎず、むしろ母子関係の個別性・排他性をこそ示すものであること等が主張される。

これに対しプリフォールトは、ある種の哺乳動物の間の関係からみて親族関係においてナチュラルなのは類別的体系であるとしてこれを原始人の社会心理に適用し、原始の氏族集団での強烈な感情の連帯性は母性本能の団体的作用を生むとする。このような子供らに対する団体的な母性の監護・養育すなわち「集団的母性」といいうるものの存在が母・子名称を類別化させたのであると彼はみる。そしてそのような母集団の実例はある特定の少数民族に見出されると地名をあげて反論している。

第(3)点は、氏族は社会的・政治的な組織体であって家族だけが生殖的機能を営む集団であり、原始社会でも文明社会と同様に家族が基礎的な構成単位であったと考えるマリノフスキと、原始社会にあっては氏族が文明社会の家族と同様の構成単位であり生殖的集団であったとするプリフォールトの対立である。これは夫婦の結合体（世帯共同体）が閉鎖的な単位としてより上位の氏族ないし部族の構成単位たりうるのかという問題でもある。この点、モルガンらと同じくプリフォールトにとっては、母権制氏族の夫妻別居（訪婚制）あるいは妻方居住制のもとで夫は他所者として寄寓するのだから夫妻の結合体が独自の社会的構成単位にはなりえない。なぜなら、たとえ労働対象たる土地は氏族という共同体の所有であって夫婦の世帯のものではない。つまり世帯は経済的に独自の単位でないからである。一方マリノフスキにとっては、母子のみの母系的な氏族であって父や夫は社会的に不可欠な存在である。婚姻前の自由交渉

の慣行は広くみとめられるにしてもそれは出産の自由を含むものではなく、子供は常に嫡出子として生るべきだとの原則「社会的嫡出性の原理」が作用しているからであるという。だが、母系氏族の下では子はすべて母の氏族の成員であり嫡出なのだから、嫡出非嫡出は無意味であるとして、プリフォールトはこの考え方を斥ける。

以上、主要な論点について両者の見解を簡単に跡づけてきたが、紙数もすでに尽きているので詳しい検討はおくとして、婚姻家族の起源に関して次に大まかにまとめて結論にかえよう。

モルガン||エンゲルスのいうような原始乱交の存否について現在では未だ確証はなく、その推論の基礎となった類別的親族呼称の解釈には誤認とみなされうる点が含まれているとしても、なんらかの集団的な婚姻は存在したこと。「花嫁代償(略)」その他の慣行の推移からして父系一夫一婦制の個別的婚姻に対する母系氏族制の先行性は否定されえないこと。かくて大筋においてモルガン||エンゲルス説は首肯されるべきであるとみなされること。

《討論のまとめ》

今回の例会は、夏休み休会前の集まりとしては、少しさびしい出席状況であったように思う。しかしながら婚姻・家族の起源をめぐっての誰にとっても何らかの関心をもたれるテーマだけに、討論は非常に盛り上って、とぎれることなく発言がとび交い、瞬く間にひとときが過ぎてしまった。近代社会に残存する性習俗の興味深い事例などに、司会者もつい聞きほれてしまって、討論を方向づけることを怠る始末で、十分に発言し足りなかつた方々もいらっしやうた

であろうと、司会の不手際だったことを申し訳なく思っている。

報告者は、一九世紀後半以後、本格的に行われ始めた西欧での原始社会研究の経過を辿りながら、進化論的また唯物史観にもとづく理論と、最近盛行する人類学・民俗学の実証的研究による反進化主義的婚姻論との対立点を、非常に明瞭詳細に御説明くださった。

討論は、まず報告者の発表への質問という形で始まったが、日本における婚姻史の研究者や著書の質問、高群逸枝氏の「母系制」は婚姻史研究の全般的動向の中で、どのように位置づけられるものかといった質問にとどまって、すぐに自由討論に移った。ここでは、アカデミックな原始史研究の学会動向という本報告をふまえた上で、各自の感想的所感、単婚以前の婚姻制・家族制の個々の具体例の紹介などが次々と述べられた。なかでも興味深く聞いた例を若干記しておこう。

○匈奴の例——王が死んだ場合、王の配偶者は次の後継者である息子に娶あわされる。それは反道德的(?)動機によるわけではなく一系に集中する権力関係から生じる醜い争いを避けるため、騎馬民族の統率という必然性からみると妥当であるとの弁護論が漢代にあった。その他中国の古代歌謡にうかがわれる自由奔放な男女の結びつきの例など。たて前(儒教的道德的考え)と、それに先行して実際にい行なわれていたらしいこととの相違。結局、古代的な生産関係の場でどういう意味合いをもってそれに即応する男女関係があったのかという問題で、婚姻が本来的にどうであったかと単純にそれのみを取り出して論じても何も出てこないのではなからうか。

○アラブのハレムの女性の例——宗教(コーランの教え)と家族の結びつきの強い回教社会で、急激に女性の生活に揺れが生じている

家永教科書裁判と女性史

宮城 公子

こと。これは現代の問題であるが、その現象から類推して、そういう揺れ動きが過去にそれぞれの社会で繰り返されたのではないか。○白川村の農家の例——次男以下の夜這い権や子供の育て方など。近代社会に残存するさまざまな婚姻・性習俗を個別的にみると、一夫一婦制にはきれいごとのには片づけられない脆さがあり、また前近代的なものの中にも合理的な面がみられるといえよう。

テヘランの出戻り女性のプライド・プライスの返却の話から、現在の我が国における仲人とか結納等結婚式のあり方といった体験談に発展し、「こういう話に進むとキリがないので、続きは、後日「結婚式について」というのをやってみては」という提言で、爆笑のうちに会が閉じられた。

実際のところ、原初婚姻形態についての考古学的遺物が出るわけではないのだし、今回のテーマは民族学・文化人類学・言語学・歴史宗教等々の隣接諸科学を総合しないとわからない膨大な問題である。今流行している理論も、まだ完全なものではないから、今後の実証的研究によって訂正を要するものであることは確かである。いずれにせよ、女性の従属という点からすれば、単婚出現の動機についてはいま一層の論理化が必要に思われる。

（於・婦人センター 西村貞枝 記）

家永教科書に対する文部省の不適切理由の中に女性史・服装史の問題が多く含まれていることはあまり知られていない。報告は家永教科書（現在では使用されておらず、三一書店より「検定不合格日本史」として出版されている）の女性史の記述と文部省の不適切理由を対置することにより文部省の女性史あるいは女子教育に対する考えをみようとするものである。家永教科書は家永氏が本書の特色として「歴史は男性の力だけで発展してきたものではないことと、教科書を使用するたくさんの女性徒のあることは歴史教科書を著わす場合に忘れてはならないところであろう。本書ではできるだけ女性の活動や家族生活についての記述を豊かに盛ることに努めた」とのべるように他の教科書に類例をみない程、女性史の記述が多く、その事が家永教科書の一つの特色をなしている。こういった特色が文部省に教育に不適切な「偏向教科書」という難点をつけやすくしたものと思われる。事実、家永教科書の女性史の記述をことごとく文部省は何らかの難点をつけている。結論を先取りしていえば、文部省の不適切理由なるものは明確な意図をもつものと思われず、より以上の詮索は深読みというべきであろう。従ってこの報告は資料紹介以上に積極的意味はない。

だが私が家永教科書の女性史の記述に興味をもったのは今少し別

の点にある。というのは私がこの報告の資料を借りるために、さるマルクス主義歴史家のもとを訪れた。家永教科書について話す雑談の中で、私が所謂婦人問題や、女性史研究のむずかしさについて話すと、史家は「それは色々むずかしい問題があるでしょう。そうか」といって女性史をやるのが正義の味方じゃあるまいし」と言った。マルクス主義歴史家の多い中で、まことにあいまいな歴史観をもちつつ、もまれて生きて来た私は、先のマルクス主義史家の言葉の意味が、それなりによく理解できた。「それはそうです」と認めつつも、私は「あゝ成程、マルクス主義者はこういう風に把えるのだな」と改めて感心した。と共に非マルクス主義者である家永氏の教科書に何故に女性の活動や女性の地位について多くのページがさかかっているのか、それは、マルクス主義史家には何故に、「正義の味方」ともみえるものなのか、等々についていたく興味をそゝられた。報告では「一歴史家の歩み——教科書裁判に至るまで」（三省堂新書）という家永氏の自伝を参考に氏の著作にみられる歴史観より、以上の点を考えてみた。しかしこのことは家永氏の著作に多少とも親しみ、歴史学界の特有の精神的雰囲気の中でものを考える私のごく個人的な関心のあり方と思われるので、ここでは割愛する。

家永教科書の女性史記述の意図は現代の封建的家族制度の遺制である女性の地位の低さということは、不変のものでなく、日本固有の美風でもない。それは歴史的に形成されたものであることを示すことにあったと思われる。その際に家永教科書にあっては近代市民家族とそのモラルが一つのあるべき理念とされている様に見える。教科書における具体的記述の方法は、各時代毎に家族生活という項

が設けられ、生産過程へのかかわりと財産所有形態を軸に女性の地位が論じられている。

この家永教科書に対する文部省の不適切理由をみると、他の記紀、太平洋戦争の評価等、天皇制や侵略戦争に関する点についてはそれなりの学問的研究の蓄積をふまえ、ここでゆづれないという意気込みが見られるのに対して、女性史については、恐らくはそれ程の学問的な裏づけもなく保守的な頭の常識で、むしろ減点個所を増さんがための処置と見られるところが多い。私はそう読みとったが如何なものか。この点は討論でも大きな反論はなかった様に思う。もしも文部省が女性史や家族制度について家永教科書の記述を抹殺せねばならぬ危険なものを感じたならば、つまり現在における女性の地位の低さは女性の本性である。あるいは逆に美德であると主張したいのならば、何よりも妻問い婚の存在を否定すべきであったろう。だがこの妻問い婚の存在については文部省は何ら異論をはさまない。（文部省側の村尾次郎氏が、古代社会の一夫多妻制を否定し一夫一婦制を主張しているのが、注目をひくが、一夫一婦制であったとしても妻問い婚の存在は否定されない）より以上に文部省の積極的理由を求めるならば、経済的地位（生産過程へのかかわりと財産相続形態）によって女性の地位が規定せられるのでなく、家庭における子女の教育や家政の意味、さらには夫婦間の精神的なつながりの強調という発想にみえる常識的な道徳論を指摘すべきだろう。この事は過去の女性の地位の低さや家族制度の矛盾を出来るだけ隠蔽しようという発想にもつながる。

最後に家永教科書の女性史の記述を読んだ限りで、女性史研究の

方法について考えたことを述べておきたい。

家永教科書では各時代に家族生活という項が設けられて女性史が記述されている。前後をあわせ読むと、女性史はいわば附随的にべられており、家族生活そのものの全体的な位置づけがなされていない。読み方によっては食物史・服装史といった特殊史の一分野とも読みとり得る。従って各時代の全体像を構造的に把握しようとする際、ふれずにすましようる一分野になっている。管見の範囲で現今の女性史はやはりこの様なとり上げ方をしており、家永教科書はそれに規定されたものと思われる。

ふれずにすまし得る一分野であるならば、それは「正義の味方」のすることか、気恥し気なフェミニストのすることになってしまふ。逆に、女性の側は、女性差別は女性が一番よく知っている。だから女性の目で女性史をするという、やや主観主義的な居なおりになる。女性史の記述において、女性のあり方をふまえないと歴史の全体像の構造的な把握は不可能であり、それなしには歴史のほんの表面をふれたに過ぎないと思える様な視角はないものだろうかと思う。

ふりかえると歴史学は過去に幾度も書きかえられてきた。たとえば教科書検定の際に問題になった「歴史をささえる人々」という民衆史観であるが、これは近代の国民国家になって初めて生み出されたものであり、それ以前は支配者や英雄の治乱興亡の歴史学であった。又最近では第二次大戦争のアジア・アフリカ諸国の独立の動向をふまえ、日本史では東アジア的視点という事が従来の歴史学に大きな修正をせまっている。

以上の私の提言に対する中国の解放された女性は「女性が天の半分をささえている」という誇りをもっているという発言を興味深く

聞いた。恐らくこの様な誇りによって歴史学も又書きかえられようし、そこでは女性のあり方をふまえない歴史学は虚像のものとなるう。

そう考えつつも、私などは女性をはばむあまりの壁の厚さに「太陽の下に新しいものは何もない」という倦怠の中で、焦燥と投やりがすっかり習性となってしまったけれども。

資料例（例会で配られたプリントにはあと四例があげられていた）

○家永教科書

「明治憲法下の妻の地位

俸給生活者や賃金労働者の家庭でも、生活をささえる収入は夫の職業だけから得られ、妻はただ消費生活を管理するだけで、古代の農村女性や江戸時代の下層町人の主婦のような生産的役割を持っていなかったから、ここでも妻の地位を向上させる余地は少なかった」

○文部省の不適切理由

この記述においては当時の俸給生活者等の家庭における妻の役割を単に「たゞ消費生活を管理するだけ」としているが、これは家庭における子女の教育や家政、さらには夫婦間の精神的なつながりの意義などについてまったく配慮を欠いているものであり、俸給生活者等の妻の役割について生徒を消極的かつ一面的理解に導き、ひいては、家庭そのものの機能や意義について誤解させるおそれがあるので適切でない。

さらに当時のそれらの家庭の妻の地位について「古代の農村女性

……のような生産的役割を持っていなかったから、ここでも妻の地位を向上させる余地は少なかった」と断定して、妻の地位がもっぱら生産労働に従事するかどうかによってきまるものであるかのよう
な誤解をも与えるおそれがあり適切でない。

＊ ＊ ＊

〈 討 論 〉

家永教科書裁判では家永さんを支持しているというのが大部分の参加者の立場であったが、家永教科書の具体的内容については本報告によつてはじめて知つたというのもまた多くの参加者の実情であつた。

最初に高校で世界史を教えている先生から「家永教科書の女性史を使って授業した人の報告によると、家族生活史的な話だけでは授業が盛りあがらないということだった。やはり女性史は生産と労働とのかわりのなかでとりあげる必要があるのではないか」という発言があり、報告者より「家族生活という項目では家族生活以外の女性の側面が欠落する。女性史は家族生活史としてとりあげてはいけないのだ」という指摘があつた。

そこで討論は「生産・労働と女性の社会的地位」という問題と、「女性史はどのような形で成立するか」という二つの問題に集中した。

まず、「生産と労働のかわり」については家永教科書に「貴族の家庭では、妻が生産労働に従事する農民と違い、妻に社会的役割がなく、」という叙述があるのに関連して、現在の農家の主婦とし

ての実感から、女が労働に従事することと、社会的地位として評価されることはそんなに簡単につながらないという発言があつた。

生産労働に従事するという社会的役割と、社会的に認められる、社会的地位が高いということは、必ずしもすぐに結びつくものではないし、歴史的な時代や階層のなかでの相対的な比較という場合もある。報告者から「女性の社会的地位が、生産労働に従事するか否か、あるいは財産の所有形態で決まるのかという点については裁判でも論点になっている。また裁判の過程で多くの研究者が参加したが、実際の農村女性の実感までは汲み上げられていない」という説明があつた。

学問的に論証されるかどうかは抜きにした実感論であつて、従来の研究では視野に入らないかもしれないが、女性史を深めるためには大切に考えなければならぬ問題提起であつたと思う。

「女性史はどのような形で成立するか」という問題については、報告者より「女性史は特殊史として扱われる存在で、触れずとも済まされるといふのが現状であるが、民衆史や東アジア史の視点が歴史叙述の変更を迫つたように、女性を語ることが歴史の書きかえを迫るようなものでなければならぬ」という提起があつた。

これに対して「特殊史」でもないのではないかという意見が出された。歴史というのは力の歴史であつて、個人的な日常生活のレベルが遺産として継承されず一般化しない。歴史ではなくて文学の領域であるように思うという意見であつた。

女がいかに抑圧されてきたかをえぐる女性史、「天の半分を支える」女を語らなければ成立しない歴史、マスとして摘出されにくい女の力を汲みあげることのできる女性史、あるいは柳田民俗学のよ

書評

「女の讃歌」 富山妙子編

大西紀子

四八年七月・三省堂発行・富山妙子編「女の讃歌」をお読みにな
りませんか。

編者とその女友達との対話や座談を纏めたもので、理詰めの手順
を省いて、ストレートに核心を衝く言葉のやりとりは井戸端会議風。
「また女の気炎か……」と言う意見の人もいますが、低いところに
押し込められて、もがいている女の声が金切声になって不思議は
ない筈。しかも女の問題は日常性の中に一杯であってみれば、なお
当然でしょう。

でも、この本は少し違うようです。たとえばこんな調子だとい
う見本を一つ。

「F——日本の男の九八パーセントは、ミニ天皇、でありたい願
望を秘めているのではないかしら。」

T——そうでしょうね。たぶん支配する側にとって、天皇制は
都合のいいシステムでしょう。その天皇制とは天皇個人が存在では
なく、日本という国そのものが、天皇制という巨大な結晶体で、そ
の小さな一部分——社会・学校・団体・家庭も、それを取り出して
割ってみると塩の結晶のように、みな同じ形の構造をしているよう
に思えるのね。

F——そうなのよ。だから天皇制がなくなるわけではないのよ。

うな方法など、女性史の方法論をめぐっていろいろな意見が出され
たが、女は労働に従事する一方でいつも「家」を引きずっている
という両面に焦点が合う方法はなかなかむずかしい。その辺を探った
一つの例として報告者より「ああ野麦峠」があげられた。日本の資
本主義の成立過程と、口べらしのために女工となった農村の女性、
その両方を基点におかなければ説明できない叙述が必要である、と。
また、古代の母系制社会をユートピア視するのは女性論の一つの
伝統であるけれども、なぜ古代が評価されるかという点、近代の工
業的生産では生産労働からは家事・育児は落ちてしまう、それが評
価されない裏返しに古代の生産労働に従事する形を評価することに
なるのではないか、という指摘もあったし、招婿婚の存在について
の意見も出されたが、今回では深めるところまでいかなかった。
中国では、三月八日の国際婦人デーには働く女性がみんな参加す
るので、「天の半分を支える」のは女性だということが実感として
周知されるし、女性もまたそのことによって自覚が強まるという話
や、農協婦人部と米価の問題の話、あるいは家永さんは「戦後民主
化の理念に則って断呼として家族の民主化を実行した」とその著書
に書いておられるが、どのようなことをしはったんかしらというこ
とについては、そのような私生活のそきは書かないのが家永さん
(報告者)など、あいかわらず四方八方の議論百出のにぎやかな例
会であった。

(於・婦人センター 出席者二〇名)

藤井木実(記)

好きなんだもの――」。

もし、あなたが、無難な一生こそ女の幸福」と両親に教えられ、家庭に入り、人生途上で空しさを感じているなら、或いは職場の女性差別に憤慨しているなら、きつと胸のすくような言葉が見付かるに違いありません。ただ、残念なのは、痛快、面白いの一時の鎮静剤に終らせてしまう人が多いのではないかと言うことです。

お互いにもっと執念深くなくて、古池にも波を立たせようではありませんか。

講座「家族」

荒井とみよ

近代文学において「家」は悪役の一端を担って来た。近代的個我は、「家」との対立葛藤の中から自覚された面が強いし、またそういう抗争の日本特有の産物が「私小説」であったともいえる。

私が日ごろ、家のような体裁を整えている小さい集団の一員として、少なからず感じ続けているのはどうしてだろうと自問するとき、明治大正の先達の「家」との闘いにも安易にのっかり過ぎたためではないかという反省がある。たとえば家庭科共修の問題に門外漢として強い関心をもつのはその反省につながるのである。家とは、家庭とは私たちにあっていったい何なのだろうということを考えるのにあまりにも怠惰であったと思う。

民法が変わって家は新しくなったか。核家族化が進んで家は新しくなったか。女が職業をもち続けようと努力することで家は変革されうるか。はたして家は私たちの真の波止場たりうるか。

男は考える暇がないというかもしれない。彼らは常に「家」から出ていったのだ。家を考えることはふりかえることになるのだろう。「家」を守る存在だといわれて、そのように育てられてきた女は考へねばならない。家から出ることが男と対等になることなのかという類いの嘲笑に耐えながら、家をかっつての「家」から解放するのは女にとっては前向きの問題である。男にも考へると強要するのはそれほど重大な問題ではないだろう。

講座・家族（弘文堂）全八巻は、家を考えてみようとするとき、非常に役に立つ企画である。

〈おしらせ〉

十一月例会

十一月二十三日（祝日ですが開催） 於・婦人センター

西野悠子氏「最近の女性史研究について」

参考文献

・伊藤康子「戦後女性史」（大月書店）

・米田佐代子「近代日本女性史」上下（新日本新書）

・「経済」七一年三月号

・「歴史評論」七二年一二月

なお、七四年度会費（二千円）まだ未納の方は、例会会場で、または振替口座を利用して払込み下さい。財政困難です。事務局

〈編集後記〉

例会と例会をつなぐような感想文を送って下さい。

一九七四年一〇月二〇日印刷発行

「婦人問題研究」第二六号

発行者 京都市左京区下鴨半木町 京都府立大学寿岳研究室内

婦人問題研究会 電話（〇七五）七八一―三二二三二

振替口座 三一八一七